に限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績１

土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が35万㎥以上ある道路土工工事

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚を新設した工事

求める実績３

オールケーシング工法により施工した場所打ち杭を110本以上施工した工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が15万㎥以上ある道路土工工事

求める実績２

コンクリート橋台又はコンクリート橋脚を新設した工事

求める実績３

オールケーシング工法により施工した場所打ち杭を50本以上施工した工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目　工事目的物の性能・機能に関する事項の「品質管理」、社会的要請に関する事項の「安全管理」及び「環境対策」を評価項目とする。

なお、技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

⑶　評価内容　技術提案は、評価項目毎に２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可（不採用：０点）とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。

なお、技術提案書の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目ごとにＡ４版片面２枚以内、全体でＡ４版片面６枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不採用とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不採用とする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不採用とする。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による作業従事者の安全対策
実施方法等：●●を設置する。
▲▲を実施する。
■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※交通保安要員の追加配置と発注者が判断したものは不採用とする。

※車線規制に用いる規制材の追加・変更と発注者が判断したものは不採用とする。

※技術提案の実施において第三者協議が必要と発注者が判断したものは不採用とする。

※技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不採用とする。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　品質管理　下部工（基礎杭を除く）コンクリートの品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

※コンクリートの配合の変更及び添加材の追加等が伴う材料自体の変更と発注者が判断した技術提案は不採用とする。

社会的要請に関する事項

②　安全管理　設計図書で指定する一般道を使用した土運搬時における安全対策について、期待できる効果を含めて記載する。

※設計図書で示された安全施設類（標識版、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明、仮設歩道等）の追加・変更と発注者が判断した技術提案は不採用とする。

③　環境対策　施工ヤードと近接する家屋などの周辺環境への配慮すべき対策（騒音・振動）について、期待できる効果を含めて記述する。

※遮音壁機能を持つ構造物の追加設置と発注者が判断した技術提案は不採用とする。

※必ずしも騒音・振動のすべての項目に関する技術提案を行う必要はない。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。

良　技術提案が適切であり、工夫がみられる。

可　技術提案が適切であるが、標準的である。

不可（不採用）　技術提案が求めた内容に合致していない、若しくは、提案内容が不適切である。

⑷　評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　品質管理

・技術評価点（40点）優40点・良20点・可０点

社会的要請に関する事項

②　安全管理

・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点

③　環境対策

・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点

技術提案項目ごとの評価については、各提案の平均値により評価する。

（評価例）

Ａ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が30（優）・15（良）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝45（点）／２（提案可能数）＝22.50点

Ｂ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の評価点が30（優）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝30（点）／２（提案可能数）＝15.00点